

しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちよう にゆうかん
出入国在留管理庁（入管 Immigration Services Agency）からのお知らせ

あたら たいさく にほん はい ひと ざいりゆうしかくにんてい
新しいコロナウイルスへの対策で、日本に入ることができない人のために、在留資格認定
しょうめいしょ
証明書（Certificate of Eligibility）の有効期限について、特別なルールを作りました。

いつものルール

→特別なルール

ざいりゆうしかくにんていしょうめいしょ か ひ
在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）に書いてある日から、
3か月が過ぎる前に、査証（ビザ visa）をもらって、日本に入ります。

→ ① 2020年1月1日から2022年4月30日までに作られた在留資格認定
しょうめいしょ
証明書（Certificate of Eligibility）は、2022年10月31日まで、使うことができます。

② 2022年5月1日から2022年7月31日までに作られた在留資格認定
しょうめいしょ
証明書（Certificate of Eligibility）は、この証明書が作られた日から6か月間、使う
ことができます。

※ この特別なルールは、在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）が2022
ねん がつ にち つく ばあい ねん がつ にち あと つく
年7月31日までに作られた場合のものです。2022年8月1日より後に作られた
ざいりゆうしかくにんていしょうめいしょ ゆうこうきげん
在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）の有効期限はいつものルールのとおり
になります。

※ 在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）を使うことができる日を過ぎてし
またた人は、もう1回申請をしてください。申請の内容が前と同じときは、入管に出
しょうめいしょ すく
す書類が少なくてよいので、在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）を早く
もらうことができます。

↓を見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005852.pdf>

★ 査証（ビザ visa）は、大使館や領事館で、もらいます。

★ 在留資格認定証明書 (Certificate of Eligibility) に書いてある日から、3か月以上過ぎてから、大使館や領事館に書類を出すときや、査証 (ビザ visa) の申請から3か月以上過ぎたときは、「在留資格認定証明書 (Certificate of Eligibility) の申請をしたときの予定どおりの活動ができる」ということを会社などが書いた書類も出します。

★ 在留期限を長くするために必要なことや赤ちゃんが生まれたときに必要なことは、「生活・仕事ガイドブック」を見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004643.pdf>

★ わからないときは、入管 (Regional Immigration Services Bureau 出入国在留管理局) に質問してください。

外国人在留総合インフォメーションセンター (月~金 8:30~17:15)

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、PHS、外国から)

地方出入国在留管理局

札幌出入国在留管理局 TEL 011-261-7502

仙台出入国在留管理局 TEL 022-256-6076

東京出入国在留管理局 TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234 (IP、PHS、外国から)

横浜支局 TEL 0570-045259

045-769-1729 (IP、PHS、外国から)

名古屋出入国在留管理局 TEL 0570-052259

052-217-8944 (IP、PHS、外国から)

大阪出入国在留管理局 TEL 06-4703-2100

神戸支局 TEL 078-391-6377

広島出入国在留管理局 TEL 082-221-4411

高松出入国在留管理局 TEL 087-822-5852

福岡出入国在留管理局 TEL 092-717-5420

な は し き よ く
那 霸 支 局

TEL 098-832-4185